

日本医学放射線学会 編集委員会規程

(設置)

第1条 日本医学放射線学会に編集委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 委員会は定款第4条に定める目的遂行のために編集に関する実務を行い日本医学放射線学会の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会の行う業務は次の通りとする。

(1) 日本医学放射線学会雑誌（英文誌（*Japanese Journal of Radiology*））ならびに当学会の刊行する図書等に関する編集

(2) 理事会から諮問された事項の審議と答申

(構成)

第4条 次の各号の委員をもって組織する。

(1) 理事会にて選任された担当理事2名

(2) 放射線診断、放射線治療、核医学、放射線物理、放射線生物、放射線防護などの各領域を考慮して委員会にて選任された委員若干名

(委員候補者)

第5条 委員会は、前条の構成に適合する委員候補者（担当理事を除く）を理事会に推薦する。

(査読員)

第6条 委員長は投稿論文査読のため、その都度査読員を委嘱することができる。

(編集顧問)

第7条 編集顧問は委員会の推薦により理事会の議を経て会長が委託する。編集顧問は理事会および編集委員会の諮問に応じて編集に関する意見を述べることができる。編集顧問の任期は担当理事の任期と同じとする。

附則

この規程は、昭和49年8月23日から施行する。

この規程は、平成15年10月8日から施行する。

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。